

日本乳癌学会専門医制度規則 施設認定施行細則

第1条

日本乳癌学会専門医制度規則の施設認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については施行細則の規定に従うものとする。

第2条

施設認定に関する業務を円滑に施行するために全国を次の7地区に区分する。

北海道地区

(北海道)

東北地区

(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県)

関東地区

(東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川の各都県)

中部地区

(富山・石川・福井・新潟・長野・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重の各県)

近畿地区

(京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山の各府県)

中国・四国地区

(鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県)

九州地区

(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県)

第3条

認定委員の定数は各地区2名とする。

第4条

1. 認定委員会は、各地区に地区委員会を設置し、2名の地区委員を選任する。また、当該地区の認定委員の1名を地区委員長とする。地区委員の選任は認定委員会が行うが、委員は原則として評議員の中から選任し、理事会の承認を得る。

2. 地区委員の任期は4年とし、再任は妨げないが、通算2期を越えることはできない。

3. 地区委員に欠員が生じたときは、認定委員長がその補充を行う。補充によって選任された地区委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 [資格]

1. 認定施設として、次の各号に定めるすべての要件を要する。

(1) 乳癌の診断・手術・化学療法または放射線治療症例数がいずれかの療法で年間30例以上行われていること。なお、この際、手術症例数の評価は National Clinical Database :NCD 乳癌登録を利用して行う。

(2) 専門医が常勤していること。なお、この専門医は規則および細則によって認定された者でなければならない。

(3) 乳腺疾患の全般について修練が可能であること。

(4) 検査室が完備していること。

(5) 病歴の記載およびその整備されていること。

(6) 剖検が可能であること。

(7) 乳腺疾患に関連する課題について教育行事（症例検討会、死因検討会など）が定期的に行われていること。

(8) 研究発表が学術論文または学会で継続的におこなわれていること。

(9) 認定施設は関連施設の指導義務を有し、指導内容を報告する義務がある。

2. 関連施設として、次の各号に定めるすべての要件を要する。

(1) 乳癌の診断・手術・化学療法または放射線治療症例数がいずれかの療法で年間20例以上行われていること。なお、この際、手術症例数の評価は National Clinical Database :NCD 乳癌登録を利用して行う。

(2) 専門医（認定施設指導責任者）が定期的に指導している。ただし、1人の専門医が指導する関連施設数は4施設までとする。

(3) 本学会会員が常勤していること。

(4) 検査室、病歴の記載および整理、剖検、教育行事などに関しては、原則として認定施設に準ずる。

第6条

1. 施設認定の認定を申請する施設は、審査を受けようとする年の9月30日までに必ず到着するように、施設認定申請書類を提出しなければならない。関連施設申請にあたっては、認定施設で取りまとめて申請する。

2. 更新のために施設認定の認定を申請する施設は、審査を受けようとする年の9月30日までに必ず到着するように、施設認定更新申請書類を提出しなければならない。関連施設申請にあたっては、認定施設で取りまとめて申請する。

第7条

地区委員会は申請書類の審査より、規則第25条および細則第5条の要件のすべてに該当するか否かを判定し、その結果を認定委員会に報告する。

第8条

施設認定を申請する診療施設の指導体制における専門医は、規則および細則によって認定された者でなければならない。

第9条

認定委員会は、地区委員会の報告を受けて、認定施設（関連施設を含む）の申請資格の適否を審査する。認定施設及び関連施設はその認定条件を備えているかどうかについて認定委員会の査察に応じなければならない。

第10条

認定施設認定期間内に専門医不在となった施設は、認定施設の資格を喪失する。該当施設は速やかに事務局に報告し認定施設辞退報告を行う。資格を喪失した当該認定施設はその関連施設に連絡し新たな指導医変更届け認定施設の変更を促す。専門医移動施設が認定施設であれば関連施設の親施設の変更を行う。当該関連施設に対し変更可能の新たな指導医、認定施設が認めない場合はその資格を喪失する。

認定委員会は次の要項に従って行う。

- (1) 委員会の成立は委員現在数の各地区1名以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は委員長が作成し、事務局に保管する。

第11条

この施行細則の変更は、専門医制度委員会、理事会の議を経て、行うことができる。

(附則)

1. 本施行細則は1997年6月30日より施行する。
2. 本施行細則は1999年5月27日より施行する。
3. 本施行細則は2002年10月18日より施行する。
4. 本施行細則は2004年4月6日より施行する。
5. 本施行細則は2012年6月27日より施行する。
6. 本施行細則は2013年12月6日より施行する。
7. 本施行細則は2018年3月30日より施行する。
8. 本施行細則は2019年5月24日より施行する。